

令和元年度富士山南東消防組合清涼飲料水等自動販売機 設置場所貸付募集要項

1 設置目的

職員の福利厚生及び災害発生時における救助活動に資することを主な目的として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、各署所の建物の一部を事業者に対し賃借して清涼飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置します。

2 設置に関する事項

(1) 所在地

（仮称）裾野消防署伊豆島田分署 1 階 静岡県裾野市伊豆島田 343 番地の 1（仮）

(2) 物件一覧表（詳細は物件調書参照）

物件番号	場所	設置台数	合計	販売方式	備考	状態
2	（仮称）裾野消防署伊豆島田分署 1 階	1 台	1 台	缶又はペットボトル式	特になし	新規

3 自動販売機の設置条件

(1) 契約の概要

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の貸付契約とします。

(2) 貸付期間

貸付期間は貸付期間開始日から 3 年間（36 ヶ月間）とし、貸付期間の更新は認めないものとします。

(3) 貸付物件の用途

貸付物件は、「自動販売機設置運営事業」の専用用途に供することとします。

(4) 貸付物件の引渡し

貸付物件は、貸付期間の初日に引き渡します。

(5) 貸付料

貸付料は、物件番号ごとに入札により決定した金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額を月額貸付料とします。ただし、自動販売機の設置場所が屋外の場合には、消費税及び地方消費税が課税されないため、入札により決定した金額を月額貸付料とします。

貸付期間中の貸付料総額は、次の計算式により算定します。

貸付料総額＝月額貸付料×貸付月数

(6) 電気料及び必要経費

- ア 電気料及び自動販売機の設置・撤去・移設に要する費用は、設置事業者の負担とする。基本電源工事費用は物件調書によるものとする。
- イ 自動販売機の設置にあたり、子メーターを設置すること。
- ウ 貸付料と別に、組合が算定した電気料を指定の期日までに全額納入すること。なお、電気料の算定は毎年度末に行い、年額分の納付書を翌年度当初に設置事業者へ送付するものとする。

$$\text{電気料請求額} = \text{自動販売機の年間使用電力量（子メーター表示数値）} \div \text{設置施設の年間使用電力量} \times \text{設置施設の年間使用電力料金（基本料金を含む）}$$

(7) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たすものとします。なお、機器の設置を行う際は、事前に組合と協議を行うものとします。

- ア 省電力・ノンフロン対応等の、環境に配慮した機器であること。
- イ 10円硬貨、50円硬貨、100円硬貨、500円硬貨及び1,000円紙幣が使用可能であること。
- ウ 転倒防止のために必要な措置を行うこと。
- エ 物件調書の要件を満たしていること。

(8) 貸付の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。違反した場合は、契約解除の事由となります。

- ア 入札条件を遵守し、貸付料及び電気料を期日までに確実に納入すること。
- イ 貸付物件を専用用途以外の用途で使用しないこと。
- ウ 貸付物件に建物又は工作物を設置しないこと。
- エ 本契約の権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- オ 販売品目は定められたものとし、商品の具体的構成については、事前に組合と打ち合わせを行うこと。
- カ 自動販売機の売上本数及び売上金額について、組合が定める期日までに報告すること。

(9) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- イ 原則として、自動販売機1台に対し1個の割合で使用済容器回収箱を併設するとともに、設置事業者の責任で、適切に回収・処分すること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、設置事業者の責任において対応すること。
- エ 自動販売機の故障及び問い合わせについては、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に緊急連絡先を明記しておくこと。

(10) 災害時対応

災害発生時には、自動販売機内の商品を無料で提供する等、飲料等の提供協力を行うものとし、提供方法については、事前に組合と協議するものとします。

また、別途、組合と「災害時における飲料の提供協力に関する協定」を締結していただきます。

(11) 原状回復等

設置事業者は、貸付期間が終了し、または契約が解除された場合には、速やかに原状回復を行うものとします。なお、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用及びその他一切の費用について、組合に対し補償を請求することはできません。

(12) その他

この条件に定めのない事項や疑義が生じた場合、組合及び設置事業者の両者協議の上、対応するものとします。

4 仕様に関する問い合わせ先

富士山南東消防組合 総務課財政係

〒411-0837 静岡県三島市南田町4番40号

電話:055-972-5801 FAX:055-973-0125